

表13 要排出抑制施設

項	水銀排出施設の種類	規 模 (以上)	排出基準
1	製鉄の用に供する焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)	-	-
2	製鋼の用に供する電気炉	-	-

注1 要排出抑制施設の設置者は、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録・保存し、その他必要な措置を講じるとともに、措置の実施状況及び評価を公表する。